

訪問看護ステーション エール運営規程(介護保険)

(事業の目的)

第1条 株式会社 エール が開設する訪問看護ステーション エール(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、居宅で介護や療養が必要になった者(以下「利用者」という。)の意思及び人権を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションが行う事業は、利用者のあらゆる特性を踏まえて事業の提供をおこない、利用者の心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

- 2 事業の提供により、利用者のみならず家族の心身負担の軽減を図り、充実した家庭での療養生活が継続できるように支援する。
- 3 ステーションの看護師等は、利用者の主体性を高めるような働きかけをし、利用者が本来持つ能力の可能性を最大限に引き出す支援に努める。
- 4 ステーションの看護師等は、常に根拠に基づいた事業の提供を意識し、専門職として適切な知識・技術の向上に努めるとともに、常にその質の評価を行い改善を図る。
- 5 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーション エール
- (2) 所在地 岡山市北区今6丁目5-23

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者:看護師1名(常勤職員)

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、自らも事業の提供に当たる。

- (2) 看護師等:看護師5名以上(うち4名以上は常勤職員)

理学療法士および作業療法士1名以上(うち1名以上は常勤職員)

看護師等は、主治医の指示書と居宅介護サービス計画に沿って訪問看護計画書を作成し、当該計画に基づき事業の提供に当たり、実施事項等を訪問看護報告書として作成する。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 9:00～18:00までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とし、必要に応じて緊急時訪問で対応する。
- (4) 利用者の心身の状況に応じて、必要な場合は、営業日以外においても計画的な訪問看護を行う。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ① 病状・障害の観察 | ⑥ ターミナルケア |
| ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 | ⑦ 認知症患者の看護 |
| ③ 食事および排泄等日常生活の世話 | ⑧ 療養生活や介護方法の指導 |
| ④ 床ずれの予防・処置 | ⑨ カテーテル等の管理 |
| ⑤ リハビリテーション | ⑩ その他医師の指示による医療処置 |

(利用料等)

第7条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。介護保険法に基づく訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額のうち厚生労働大臣が定める負担割合とする。ただし、介護保険支給限度額を超えての利用料は10割負担となる。

2 事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

3 その他の利用として次の額の支払いを受ける。

(1) 営業時間内で1時間半を超える訪問看護料金:30分ごと2,500円

(2) 死後の処置料:20,000円

4 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車・バイクを使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

・実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルごと 50円

但し、交通費の上限は300円とする。そのため、実施地域を片道6キロメートル以上超えた場合は、一律に交通費は300円とする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、

岡山市内(東区を除く)

・北区:岡山中央・京山・岡北(北方・津島東町・津島中・学南町・大和町・中井町・南方4のみ)・石井・桑田・岡輝・中山(中山・平津小学校区のみ)香和(横井小学校区のみ)・吉備・御南中学校区

・中区:東山(湊を除く)・操山(原尾島・浜・東川原・西川原のみ)中学校区

・南区:芳田・芳泉・福浜・藤田・福南・妹尾・福田・興除中学校区

の区域とする。但し、これ以外は相談に応じる。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、事業の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(衛生管理等)

第10条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、本事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(相談・苦情対応)

第11条 ステーションは、事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため相談窓口を設置する。また、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じて、利用者及びその家族に説明するものとする。

2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(事故発生時の対応)

第12条 ステーションは、事業の提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、その他関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。

3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

4 ステーションは、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

第13条 ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定

- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 ステーションは、事業の提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(成年後見制度の活用支援)

第 14 条 ステーションは、適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 15 条 ステーションは、事業の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 ステーションは、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年1月 1 日から施行する。

平成 28 年 1 月 16 日改訂

平成 28 年 4 月 1 日改訂

平成 29 年 8 月 1 日改訂

平成 29 年11月1日改訂

平成 30 年 4 月 1 日改訂

平成 31 年 2 月 1 日改訂

令和 3 年 6 月 1 日改訂